




業務番号	呉財管委第37号	担当課	管財課	設計者	検査者	係員	課長補佐	課長補佐 (GL)	課長	副部長	部長				
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 10px;">副</div> <div> <p>令和8年度～令和13年度</p> <p>[長期継続契約]</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold; margin-top: 10px;">呉市業務委託設計書</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">業務名 呉駅西共同ビル機械警備業務</p> <hr/> <p>業務場所 呉市宝町1番10号</p>															
				<p>業務概要</p> <p>・ 呉駅西共同ビル機械警備業務 一式</p> <p style="text-align: right;">令和8年8月1日～令和13年7月31日 60ヶ月</p> <p>(長期継続契約)</p>											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">業務日数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>又は期限</td> <td style="text-align: center;">令和 13 年 7 月 31 日</td> </tr> </table>				業務日数		又は期限	令和 13 年 7 月 31 日	<p>説明事項</p> <p>1 前金払 有 (40 %以内) (無)</p> <p>2 部分払 (有) (令和8～13年度 60回以内) 無</p> <p>3 中間前払 有 (20 %以内) (無)</p>							
				業務日数											
又は期限	令和 13 年 7 月 31 日														
<p>予定価格 (税抜き)</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.2em;">6,000,000 円</p>							<p>入札日時</p> <p>令和 年 月 日 時 分</p>								

設 計 内 訳 書

単位 (円)

業 務 名 称	呉駅西共同ビル機械警備業務					
名 称	種 別	称 呼	数 量	単 価	金 額	摘 要
本業務費						
直接業務費	直接人件費	式	1			
	直接物件費	式	1			
業務管理費		式	1			
小 計						
一般管理費		式	1			
合 計						
消 費 税		%	10			
総 合 計						

呉駅西共同ビル機械警備業務仕様書

呉市（以下「委託者」という。）は、呉駅西共同ビルの施設・設備の夜間における防火、防犯等に関する管理業務を警備業務受託者（以下「受託者」という。）に委託して行う場合の実施要領を次のとおりとする。

1 警備対象施設

呉駅西共同ビル（呉市宝町1番10号）

※別紙機械警備警戒区域図のとおり

2 警備の方法

機械警備（自動警報警備）とする。

ただし、不良行為の防止のために、委託者から依頼があった場合は、期間を定めて、警備員による巡回警備を行うものとする。

3 警備業務における実施事項

- (1) 盗難、火災の予防・防止・早期発見及び不良行為の防止
- (2) 事故発生時における秩序保持
- (3) 緊急時における関係先への通報・連絡
- (4) 警備実施事項の報告
- (5) その他、警備に付随する事項について、委託者及び受託者で協議の上、取り決めた事項

4 警備業務実施時間

午後5時15分から午前8時30分までとする。

※火災警備については、24時間監視とする。

※警備業務実施時間は、受託者が呉駅西共同ビルから警報装置警備開始の信号を受けた時に始まり、呉駅西共同ビルから警報装置警備解除の信号を受けた時に終わるものとする。

5 警備業務提供条件

- (1) 受託者は、警備対象物件に不法侵入を感知する警報機器及び委託者の設置する自動火災報知設備が感知した異常を監視センターへ通報するための装置を設置し、それらの情報を受託者の監視センターに送信し、これにより送信される異常の有無を自動的に表示できる機械設備を有するものとする。

- (2) 受託者は、業務提供時間中、(1)に定める表示装置により、警備対象施設の異常の有無を間断なく監視するとともに、常に警備員と連絡を保ち、警備の万全を図るものとする。
- (3) 受託者は、警報装置が常に正常な機能を保持するよう管理するものとし、万一業務提供機関中に警報装置が作動不能になった場合は、警備員を待機させるなど代替警備対策を講ずることにより責任ある警備を実施するものとする。

6 日常における警備要領

- (1) 警報装置の開始及び解除操作は、原則として委託者の責任において行う。ただし、受託者は、委託者から要請があった場合は速やかに対応するものとする。また、委託者が開始操作を怠ったと判断される場合には、受託者は当該警備対象施設に異常がないことを確認の上、警報装置の開始操作を行うものとする。
- (2) 受託者は、異常事態発生時に警備員を速やかに到着できる体制を常に確保すること。
- (3) 警備業務に当たる場合には、警備員の服装を着用すること。

7 異常事態発生時の措置

(1) 防犯提供業務

受託者は、警報機器によって感知される侵入異常の監視ならびに侵入異常を受信した場合は、直ちに警備員を急行させ、異常事態の内容の確認を行い、その結果、必要と認めたときは警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに、事態の拡大防止のため必要な処置をとるものとする。また、必要に応じて、緊急連絡者又は関係先に通報するものとする。

(2) 火災監視提供業務

受託者は、終日、警報機または自動火災報知器によって感知される警備対象施設にかかる火災異常の監視並びに火災異常を受信したときは、直ちに警備対象施設に電話連絡し、火災発生と判断したときは、消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を警備対象施設に急行させ、初期消火等の必要な処置をとるものとする。

また、警報機器がセットされている状態において異常情報を受信したときは、直ちに警備員を当該施設に急行させ、火災の有無の確認を行い、必要と認められた場合は消防機関に通報し、緊急出動を要請するとともに、事態の拡大防止のため初期消火等必要な処置をとるものとする。また、必要に応じて、緊急連絡者又は関係先に通報するものとする。

8 損害賠償保険の加入

受託者の責に帰すべき理由により委託者若しくは委託者の職員又は第三者に身体及び

財産の損害を与えた場合、その損害を賠償するために、受託者は次のとおり火災、盗難等の損害賠償保険に必ず加入すること。(写し提出要)

- (1) 身体上の損害については、被害者1名につき4千万円
ただし、1事故につき10億円
- (2) 財産上の損害については、1事故につき10億円
- (3) 身体上の損害及び財産上の損害合わせて1事故につき10億円

9 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。

10 鍵の預託

警備に必要な鍵は、委託者から預託を受ける。受託者は、預託された鍵の取扱いについては、厳重に行うものとする。

1.1 警備実施結果の報告

受託者は、警備責任時間内における警備結果について、1ヶ月分の警備報告書を作成し、翌月に呉市財務部管財課に報告するものとする。(警戒時間、解除時間、異常内容等)

1.2 警報機器の設置

- (1) 警報機設置箇所(数量及び詳細な設置箇所は別紙図面機械警備警戒区域図を参照)
 - ア 1階 防災センター
 - イ 3～8階 フロア入口及び非常階段入口
- (2) 警報機器は、マグネットセンサー、立体熱センサー及び赤外線センサーなど異常を感知することができるものとする。
- (3) 委託者の設置する自動火災報知設備と移報設備を連結すること。
- (4) 回線については、常時断線監視すること。
- (5) 受託者が行う警報機器等の作動開始及び作動解除に必要な操作カード等は各フロアごとに委託者が指定する数量を用意するものとする。

1.3 警報装置の維持管理

- (1) 新たに設置される警報機器及びこれに付帯する一切の設備については、受託者の所有とし、この維持管理費及び保守点検費用は受託者の負担とする。
- (2) 施設の増改築に伴う警報機器の増設並びに改修に要する経費は、委託者及び受託者で協議の上決定するものとする。ただし、建具の一部取替えなど小規模なものについては、受託者の負担とする。

- (3) 警報装置の機能を正常に維持するため、受託者においてこの保守点検を必要に応じて適宜行うものとする。

1.4 その他

- (1) 入札等による受託者の変更による警報装置の設置作動までの間は、受託者において代替警備対策を講ずるものとする。
- (2) 入札等により受託者が交代するときは、撤去費用は受託者の負担とする。
- (3) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である。
- (4) 委託者は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の予算において、この契約の経費に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要の都度、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

1.5 警備計画書

受託者は、本警備業務を受注した後、機器の設置図面及び警備計画書を速やかに受注者に提出し、承認を得ること。